

## 令和6年度からの日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

### ■令和6年度からの変更点

園でケガをし、スポーツ振興センターに請求される場合は、災害共済給付制度をご利用ください。

子育て支援医療制度との併用はしないでください。

本市では0歳から高校卒業までの子どもにかかる医療費（保険適用）の自己負担額を1ヶ月につき200円（1医療機関につき）とする子育て支援医療制度が運用されていますが、令和6年度より、園管理下での園児の事故・災害については、スポーツ振興センターに請求される場合、スポーツ振興センターの災害共済給付制度をできるだけ利用していただきますようお願いいたします。

窓口で自己負担額（2割）を払っていただきますが、後日給付を受けることができます。

※福祉医療受給者証（ひとり親、障害者（児））をお持ちの方についても同様の取り扱いです。

### ■園でケガをしたら…（スポーツ振興センターに請求される場合）

① 医療機関で園でのケガであることを伝えてから、子育て支援医療費受給者証、福祉医療受給者証（ひとり親、障害者（児））は使用せず、いったん自己負担額（2割）を支払ってください。ただし、診療の状況によっては医療機関から子育て支援医療制度等の利用を求められる場合があります。※領収書は必ず保管してください。

②各月の治療が終わりましたら、『医療等の状況』、『調剤報酬明細書』等を医療機関の窓口で記入していただき、園へ提出してください。

### ■スポーツ振興センターへ申請をすると…

総医療費の3割分が後日給付されます。（自己負担額の2割分に見舞金の1割分が加算されます）

医療費の総額が5,000円の場合		
医療保険給付 8割 4,000円	自己負担額 2割 1,000円	見舞金 1割 500円
災害共済給付 1,500円		

※生活保護を受けておられる方は給付の対象外です。

※保険適用外の治療費、初診時選定療養費などは対象になりません。

## ■ 2割負担での自己負担額が 1,000 円未満の場合

治療が完了するまでの調剤（薬代）を含む自己負担額が 1,000 円未満の場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象外となります。

この場合は、子育て支援医療費、福祉医療費から自己負担額の払い戻しを受けることができます。木津川市役所国保年金課の窓口にて保護者様ご自身で申請をしてください。（郵送でも申請できます）

### 【医療費支給（償還払い）に必要なもの】

- ① 京都子育て支援医療費支給申請書もしくは福祉医療費支給申請書
- ② 領収証書（原本）
- ③ 振込先口座がわかるもの（通帳等） ※初回申請の方のみ必要

## ■ 園管理下と在家庭時のケガ等を同月に同じ医療機関で受診した場合

（園管理下のケガをスポーツ振興センターに請求する場合）

園管理下と在家庭時のケガ等を同月に同じ医療機関で受診した場合に、医療機関によっては診療報酬明細書をそれぞれ分けて作成することができない場合があります。その場合は、以下のとおりの取り扱いになることをご了承ください。

同じ月に複数回受診した場合は、初回の窓口負担額で統一してください。

（例）1回目：在家庭時のケガ等で受診、2回目：園管理下のケガ等で受診  
→ 1回目：窓口負担額は200円、2回目：窓口負担額は0円

（例）1回目：園管理下のケガ等で受診、2回目：在家庭時のケガ等で受診  
→ どちらも窓口負担額は2割

※2回目以降に在家庭時のケガ等で受診し、本来であれば窓口負担額が 200 円のところを2割でお支払いして頂いた場合については、お手数ですが保護者様ご自身で上記記載の償還払いの手続きをしてください。

※在家庭時のケガ等には、歯科で受診したむし歯や歯周炎等を含みます。

一時的に窓口での自己負担額は2割となりますが、後日に日本スポーツ振興センター災害共済給付制度より返還されますので、**保護者負担額はこれまでと変わりません。**

災害共済給付で賄うことができる医療費の自己負担分を、子育て支援医療制度や福祉医療制度により市が負担すると、将来的な医療助成制度の安定した運営に支障をきたすことにもつながりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ただし、スポーツ振興センター災害共済給付制度の利用を強制するものではありません。

お問い合わせ先

○子育て支援医療制度に関すること

国保年金課医療係 0774-75-1214

○その他に関すること

こども未来課保育幼稚園係 0774-75-1212